

令和6年度愛知県特別支援学校介護等体験実施のお知らせ

〈県外大学用〉

愛知県教育委員会

愛知県では、県内大学の中から介護等体験の調整窓口となる代表大学を選出し、代表大学が県内の介護等体験希望者を取りまとめ、特別支援学校と施設において介護等体験を実施しております。

愛知県の学生数は、全国的にみても多く、県内大学から多数の介護等体験希望者が見込まれます。そこで、県外の大学については、()のことに留意し、本県に介護等体験の申込みをしてください。

- ・ 原則として、大学のある都道府県に申し込んでください。
- ・ 受入れ可能数以上の申込みがあった場合は、調整する必要が生じます。

申込みの手続き等は、以下のとおりです。

1 対象者

介護等体験の受入れは、次に掲げる各号のいずれにも該当する者（以下「体験生」という。）に対して行う。

- (1) 大学のある都道府県内で介護等体験が実施できない事情のある愛知県出身者
- (2) 大学、大学院又は短期大学（以下「大学」という。）に平成10年4月以降に入学し、小学校又は中学校の教諭の普通免許状取得予定の者（聴講生を含む）
- (3) 将来教員を志望する者
- (4) 教員としての適格性を有する者
- (5) 障害のある子どもの教育に対する理解があり、障害者に対する配慮のできる者

2 対象学年

4年制大学については2年次又は3年次、短期大学及び大学院については2年次を原則とする。

3 介護等体験実施方法

- (1) 実施日数は、各体験生とも「2日」とし、1日単位で実施する。
- (2) 原則として9月から12月の間に実施し、休業日には実施しない。

4 介護等体験希望者の申込み方法

- (1) 大学は、愛知県に帰省し介護等体験を希望する者を取りまとめ、令和6年5月2日(木)までに愛知県教育委員会特別支援教育課（tokubetsushienkyoiku@pref.aichi.lg.jp）に希望者数を電子データで報告する（様式1）。
- (2) 個人による申込みは、受け付けない。

5 介護等体験受入れ学校の通知

介護等体験受入れ学校（以下「実施校」という。）の通知は、6月末日までに代表特別支援学校が、実施校及び体験期日を各大学に電子データで送付する。

6 申込書

各大学は、実施校と連絡調整を図りながら、「申込書（様式2）」を作成し、7月末日までに、返信用封筒（宛先明記・長3封筒の場合は94円切手貼付）を同封の上、実施校の校長あて申込みを行う。

7 介護等体験の証明

介護等体験実施後、実施校の校長が、各大学から送付された証明書（法施行規則第4条に定める様式による）に介護等体験を行ったことを証明する。ただし、体験生としてふさわしくない者については、証明しないことがある。

8 実施報告

実施校の校長は、2月末日までに「申込書（様式2）」の実施済確認欄に○印を記入し、その写しを各大学に送付する。

9 大学の責務

- (1) 大学は、実施校の通知を受け取った後、介護等体験に支障が生じないように実施校に連絡を取り、十分な打合せを行う。
- (2) 介護等体験実施にあたって、大学は体験の心得を含め十分なオリエンテーションを行う。
- (3) 介護等体験実施日には、学生証を必ず持参するよう指導する。
- (4) 証明書の作成は、記入例を参照して必要事項を事前に記入し、介護等体験終了後に一括して実施校に送付する。その際、返送用のレターパック（宛先明記）を同封する。
- (5) 介護等体験に参加できなくなった学生について、大学は「欠席届（様式3）」を実施校の校長あて提出する。
- (6) 大学は、実施校における児童生徒の事故等に備え、学生に対して任意の保険への加入を義務づける。
- (7) 非常変災により介護等体験実施日の変更もありうるため、学生への連絡が十分とれる態勢を整えるとともに、事前に実施校と十分な打合せを行う。